

小松飛行場における180度回転部等の整備に関する協定

防衛庁及び運輸省は、小松飛行場における180度回転部等の整備に関し、次のとおり協定する。

第1条 運輸省は、航空自衛隊機の運用に支障を与えない範囲で、民間大型航空機による滑走路の有効使用を図るため、別図のとおり航空自衛隊側166誘導路を利用した180度回転部の整備及び民間航空側164誘導路の拡幅整備を行うものとし、防衛庁はこれに協力するものとする。

第2条 運輸省が整備する施設のうち航空自衛隊側166誘導路を利用した180度回転部の整備及びこれに関連する照明工事等は、防衛庁が支出に関する事務の委任を受けて実施するものとする。

第3条 この協定により運輸省が防衛庁管理地内に整備する施設については、完成後すみやかに防衛庁に無償で所管換を行うよう所要の手続をするものとする。

第4条 防衛庁は、前条の規定による所管換手続完了後、別図に示す航空自衛隊側166誘導路を利用した180度回転部及び民間航空側164誘導路（拡幅部を含む。）について、運輸大臣が航空法第56条の5の規定に基づく公共の用に供すべき施設として指定

することに同意する。

第5条 航空自衛隊側及び誘導路の補修等の必要が生じた場合には、両省庁協議のうえ、対処するものとする。

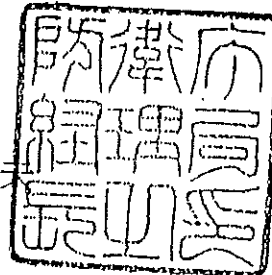
ただし、明らかに民間航空機の使用によつて生じたと認められる損傷等に対する補修等に要する経費は、運輸省が負担するものとする。

第6条 前各条の実施に必要な細部については、現地関係機関の間で別途協議して定めるものとする。

昭和58年9月20日

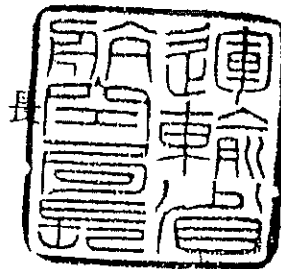
防衛庁経理局長

矢倉 宗太

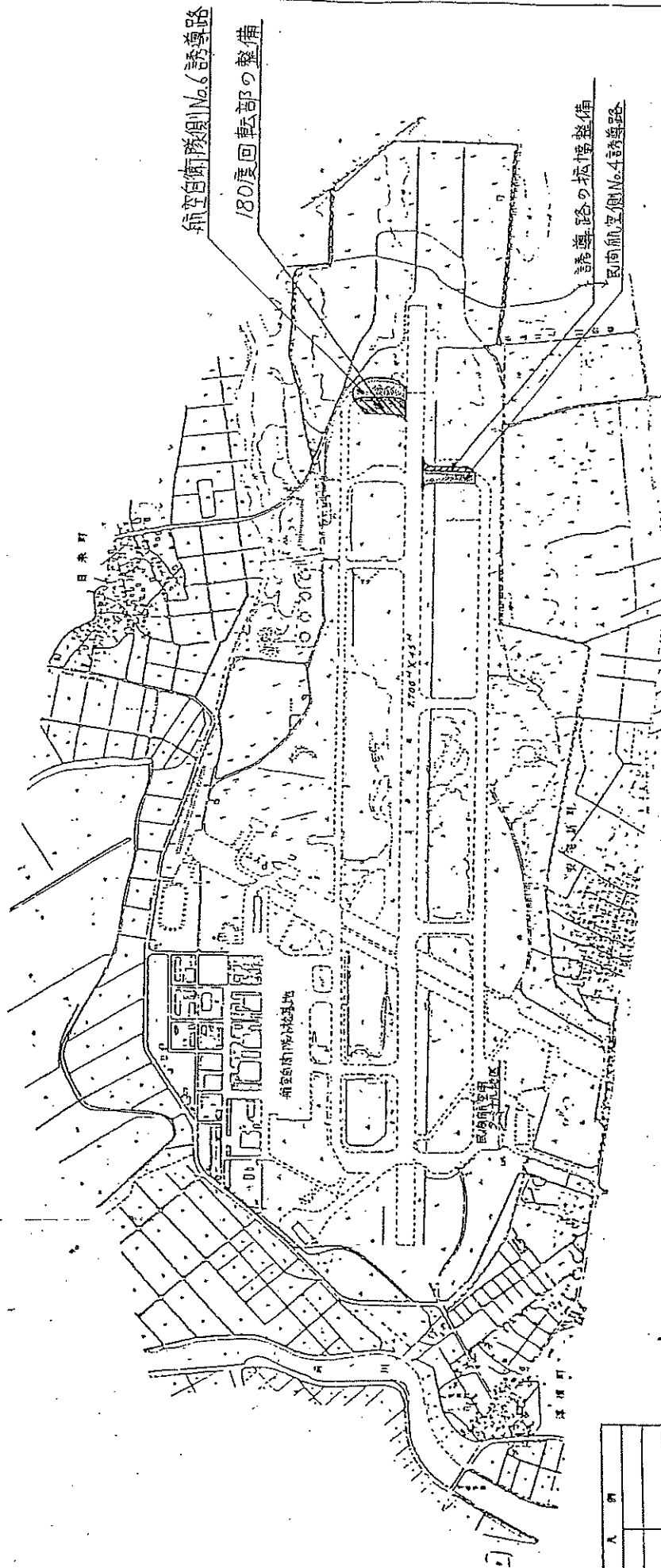
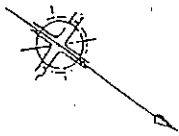


運輸省航空局長

山本



小松飛行場平面図



例

航空法第56条の5の規定に基づき公共用に供すべき施設として指定する施設

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

確 認 書

防衛庁及び運輸省は、小松飛行場における180度
回転部等の整備に関する協定（以下「協定」という。）
を締結するに際し、次のとおり確認する。

協定第1条中「有効使用」とは、民間航空機が滑走
路東側から着陸する場合、冬期滑走路面の着氷等のた
め民間航空側164誘導路へ直接走行進入できない場合
に限って方向転換するために使用することをいう。

昭和58年9月20日

防衛庁経理局施設課



運輸省航空局飛行場部管理課

